

事 務 連 絡  
令和3年8月27日

別記 御中

厚生労働省老健局高齢者支援課  
厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課  
厚生労働省老健局老人保健課

年金生活者支援給付金の支給に関する対応について（周知依頼）

日頃より厚生労働行政の推進につきましてご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成24年法律第102号）に基づく年金生活者支援給付金（以下「給付金」という。）制度では、所得が前年より低下したこと等により、令和3年度に新たに給付金の支給対象となる方については、令和2年度と同様に簡易な給付金請求書（はがき型）を送付することとなっております（すでに給付金を受給している方については新たな手続は不要）。

このため、給付金の請求手続き等に関して、給付金対象者等に対する必要な助言等の協力を行っていただくよう、「年金生活者支援給付金の支給に関する対応について」（令和3年8月27日付老高発0827第1号・老認発0827第1号・老老発0827第1号・年管管発0827第2号）を別紙の通り、各都道府県・市町村民生主管部（局）長宛てに発出し、その周知を図っているところです。

つきましては、別紙の内容について御了知いただくとともに、貴会会員の関係者へ周知いただきますようお願いいたします。

（別紙）

「年金生活者支援給付金の支給に関する対応について年金生活者支援給付金の支給に関する法律の改正に伴う対応について」（令和3年8月27日付老高発0827第1号・老認発0827第1号・老老発0827第1号・年管管発0827第2号）

(別記)

公益社団法人 全国老人保健施設協会

一般社団法人 日本慢性期医療協会

日本介護医療院協会

公益社団法人 日本看護協会

公益財団法人 日本訪問看護財団

一般社団法人 全国訪問看護事業協会

一般社団法人 全国デイ・ケア協会

一般社団法人 日本訪問リハビリテーション協会

一般社団法人 日本リハビリテーション病院・施設協会

一般社団法人 日本言語聴覚士協会

一般社団法人 日本作業療法士協会

公益社団法人 日本理学療法士協会